

# 福岡県公報

平成26年11月18日  
第3646号

## 目次

### 告示 (第962号 - 第966号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
  - 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 1
  - 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
  - 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 2
  - 青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) ..... 2
- ### 公告
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 2
  - 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) ..... 2
  - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 3

## 告示

### 福岡県告示第962号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
				みやま市瀬高町小川59番		

南筑後	一般国道	443号	前	2先から みやま市瀬高町小川101 番1先まで	19.3 ～ 33.9	189.0
			後	みやま市瀬高町小川59番 2先から みやま市瀬高町小川101 番1先まで	16.4 ～ 33.9	

### 福岡県告示第963号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年11月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	443号	みやま市瀬高町小川59番2先から みやま市瀬高町小川101番1先まで

### 福岡県告示第964号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	大川市大字三丸1042番4 先から	4.6 ～	920.0

南筑後	県道	鐘ヶ江 酒見線 間		柳川市間118番1先まで	25.1	
			前	大川市大字三丸1042番4 先から 柳川市間125番3先まで	9.7 ～ 13.0	848.0
			後	大川市大字三丸1042番4 先から 柳川市間118番1先まで	4.6 ～ 25.1	920.0
			後	大川市大字三丸1042番4 先から 柳川市間125番3先まで	9.7 ～ 14.6	848.0

**福岡県告示第965号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年11月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	鐘ヶ江 酒見線 間	大川市大字三丸1199番3先から 柳川市間133番1先まで

**福岡県告示第966号**

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成26年11月18日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代12月号	雑誌15277-12	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント12月号	雑誌15115-12	マイウェイ出版株式会社	
図書	3	タトゥー・ガールズVol.13	雑誌67712-69	株式会社双葉社	
図書	4	タトゥー・トライバルVol.60	雑誌67789-25	富士美出版株式会社	

**公 告****公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年11月18日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
京都郡苅田町大字二崎字垣ノ内368番28
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
京都郡苅田町二崎368番3  
末廣 一貴 末廣 襟菓

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年11月18日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日

平成26年10月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 (仮称) ドラッグコスモス石崎店  
(2) 所在地 筑紫野市石崎一丁目206番7ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成27年7月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,696平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数 (台)
店舗東側	70

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数 (台)
店舗東側	18

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
店舗北側	65

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
店舗内北側	10.11

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時00分	午後10時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年11月18日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩松隈字行合500番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市早良区田村二丁目10-63プリマヴェーラB108号

山根 正樹